

第3回 上牧町まちづくり基本条例検証委員会 議事録

【日 時】平成30年10月10日 午前9時30分～午前11時30分

【場 所】上牧町役場 3階 委員会室

【出席委員】

区分	氏名	所属等
学識経験者	新川 達郎	同志社大学大学院 教授
住民	井尻 常正	
	西田 久美子	
	藤村 安則	
	吉田 義男	
町議会議員	東 充洋	上牧町議会議員
町職員	西山 義憲	上牧町 副町長
	阪本 正人	上牧町 総務部長

【欠席委員】中川副委員長、小林委員、土山委員、遠山委員、

【事務局】政策調整課 中川理事（事務局長）、俵本課長補佐、日高係長、大坪主査、
吉田主事
社会教育課 森本課長

【傍聴者】1名

【次第】1・開会

2・議題（1）前回委員会での疑義への回答

議題（2）条例の検証について(第4章・第5章)

3・その他

4・閉会

【議 事】

1・開会

事務局から、欠席委員はいるが出席委員が過半数のため、会が成立していることの説明があった。

事務局から、配布資料の確認があった。

2・議題（1）前回委員会での疑義への回答

前回委員会での回答を保留していた疑義について事務局から回答があった。

①第13条執行機関の責務

ペガサスホールの稼働状況について、事務局から『平成27年度、使用日数34日、稼働率11.2%』『平成28年度、使用日数45日、稼働率14.9%』『平成29年度、使用日数60日、

稼働率 19.8%』と回答があった。

②第 17 条危機管理

ペガサスホールの危険箇所への対応について、事務局からペガサスホールスタッフへ年間 10 回程度の教育を行い、催事中に暗くなる舞台裏での活動についてはコード等につまずかないようにテープやマットで抑える等の対策を行っていること。また、客席側では通路の段差でこけないように注意喚起の看板を設置、及び保安灯を設置しており、催事中も可能な限り照明を明るく設定する等の対策を行っているとの回答があった。

西田委員から、稼働状況改善のための営業活動や応募活動を実施しているかと質問がある。

事務局は、PR の一例として、NHK のど自慢大会がペガサスホールで行われた結果、視聴者から使用申し込みがあることをあげ、引き続き広報、ホームページ等を活用して一層充実させていくと回答した。

議題 (2) 条例の検証について (第 6 章・第 7 章)

②第 27 条 情報の公開及び提供

藤村委員は、ペガサスホールの催事内容に変更中止等が頻発するというところを取り上げ、原因は役場で部署間の行事情報の共有化が行われていないため、行事が重なるのではないかとその解決のためには年間行事を一元管理する必要があるのではないかと質問する。

事務局は、現状としてペガサスフェスタや体育祭等の日が固定されている大きな行事や会議では情報共有を行い、日程調整等を行っているが、施設が異なると情報共有が難しくなり、小さな会議等では調整ができておらず日程が重なり得ると説明した。

藤村委員は、現状は理解できるが、情報共有の実現のための具体策はあるかと質問する。

事務局は、明言はできないが役場内で調整を行い会議が重ならないように努力すると回答した。

委員長は、町民が参加する、もしくは町民へ公開する会議の情報については庁内で共有することが重要で、スケジュールリングや召集の手段、ひいては情報の公開や提供を進めるためには庁内事務処理システムを再構築することが効果的であると運営改善を提案した。

吉田委員は、取り組みの成果の欄の公文書開示請求実績が年々下がっていることに触れ、請求されている内容について質問する。

事務局は、請求内容は一般住民による議会資料の請求が多く、請求件数が減った理由としては平成 26 年 9 月から町議会のインターネット中継が始まり議会の傍聴者がいなくなったことが考えられると回答した。

委員長から、請求は全て開示されたかと質問がある。

事務局は、個人情報保護のために一部開示の案件もあると回答した。

井尻委員から、請求方法自体の利便性や、情報開示後の利用者の反応等は把握しているかと質問がある。

事務局は開示期限も厳守しており、情報公開事務に対するクレームは聞こえていないと回答した。

委員長は、請求行為は請求者の手間がかかるので窓口対応も重要であると示した。

藤村委員から介護支援専門員による認定情報の請求とは何か？と質問があがる。

事務局は、介護支援専門員とはケアマネージャーのことで、ケア対象者のサービス計画を作るときに要介護の判定情報となる面接情報と医師の意見書を見るための請求と説明した。

吉田委員から平成 29 年度の実績が報告書と参考資料で数字が異なると指摘がある。

事務局は参考資料が正しく、平成 29 年度の実績は 7 件であると訂正した。

委員長は使いやすさに配慮し、便宜を図ること。また、的確に情報提供できるように運営上の改善をすることを指摘して、条例の改正は不要と決定した。

③第 28 条 情報共有の推進

藤村委員は、達成度は A と評価した後、町長タウンミーティングの参加者数が地域により差があるという表現について、町政に関心のある人が参加すると考えられるが、参加人数の基準はあるか？と質問する。

事務局は、タウンミーティング参加人数に基準は設定しておらず、より多くの参加を望むとし、広報による告知や自治会へ協力依頼し参加者の増加を図った。参加人数は少ない地区では 5 名、多い地区では 30～40 名程度であると回答した。

藤村委員は、会議の傍聴者を増やすための解決策として、周知段階で関心を高める工夫が必要と記載しているが具体的な案はあるか？と質問する。

事務局は、現状として町議会はインターネット中継があるので傍聴者は減少しており、他の会議についてはホームページ等で周知しているが傍聴者は限られていると説明した。また、具体案についてはタウンミーティングの開催場所を減らして、替わりに大きな会場で実施する等の工夫を検討しているが長短あるので実施には至っていないと回答した。

東委員は、議会報告会を一例として、50 名が参加した会の参加方法を変更した結果、次の会では一転非常に少ない参加者となってしまった。継続することも重要であると意見を述べた。

吉田委員は、集会のような大勢の中で挙手発言することは勇気がいるので、他の手段として、過去の広報には紹介があった町長へ直接手紙を出すような方法も有効であると意見を述べた。加えて、インターネットは使用者が限られおり、全体から意見を収集する場にはならず、情報公開をインターネットで実施しても完全な実施にはならないことを勘案するように指摘する。

事務局は、現在も手紙は受け付けており、受け付けた場合には担当部署で対応すること、複数の選択肢としてホームページにメールでの問い合わせ先の掲載もあると説明した。

委員長は、町民の関心をひくには広報活動における工夫が必要で、意見を幅広く自由に、気軽にさせることも大事である。取組は達成できているが運営上の課題はある。条例の改正

は不要であると結論した。

④第 29 条 情報の収集及び管理

藤村委員から、防災時の避難行動要支援者の情報を把握してどのように活用しているか？また、障がい者差別解消法に対して福祉課では具体的な行動を起こしているか？と質問があがる。

事務局は、避難行動要支援者情報は本人の希望により作成され、自治会及び自治防災組織と共有していると説明する。

藤村委員は、自治会での情報把握とその活用の仕組みは適切か？と確認する。

事務局は、自治会、民生児童委員がそれぞれ持っている情報との統一できていないが、町の情報は自治会長と共有している。活用の実例として、先日の台風接近時は事前に自治会長に連絡を行い、避難希望者を公用車、若しくは自治会で送迎をして避難所へ誘導したという実績を示した。

吉田委員は、自治会は要支援者情報を預かっており、緊急のときには自治会と民生委員が共同で要支援者を保護する体制を取っているため、各個人へは情報を提供していないと補足説明をした。

藤村委員は、保護をする側が被災者になることもあるので、個人情報保護も考慮して要支援者の近隣の住民と情報を共有できるとよいと意見を述べた。

吉田委員は、自治会では自分と家族を助け、その後に要支援者の救助を実施すると説明した。

委員長は、災害時に一つの対策で対応できず、別の対策で賄うためには、複数の対策を講じておくことが必要であるとした。

事務局は、障がい者差別解消法に対する具体的な対応について、上牧町バリアフリー基本構想においても合理的な配慮をすることとされているため、障がいの種類とその合理的配慮について学ぶための職員研修を実施し、各種団体においても同様に研修を行い、町民として合理的配慮ができるように周知していくと回答した。

藤村委員からは、待遇改善も実施するように意見が述べられた。

委員長から、永年ではない公文書の管理、取扱いについて質問がある。

事務局は、公文書には永年、10年、5年、1年保存と規定される管理規程があり、個人情報を含む廃棄書類についてはシュレッダー処理や委託先の監理を行い、また、セキュリティポリシーに従い内部監査を実施し適切な運用を実施していると説明した。

委員長は永年保存以外の文書についての一般論として、規定に従い年限がくれば廃棄される文章の中にも運営上重要で後世に残すべき文書があり、町民にとって重要な情報は永年文書とは限らないと紹介し、これを検討課題とした。

⑤第 30 条 個人情報の保護

藤村委員は、参考資料の事項について上下水道課では運用変更慣れていない部分を残しながらA評価となっている一方、こども支援課では離席時のICカード抜き忘れがあるとしてB評価である。この2つの課題について今後の解決策はなにか？と質問があがる。

事務局は、上下水道課に関しては担当確認後に別途回答するとし、こども支援課に関して、職員の個人パソコンには個別のICカードとパスワードの2要素のセキュリティを掛けて本人以外が操作できないようにしているが、パソコン使用中にICカードを抜かずに離席してしまうと本人以外でも操作ができる状態が続いてしまう。このことについては内部監査での指摘事項であり、改善するように指導徹底していると回答した。

委員長は条例改正の必要は無いと結論した。

⑥第31条 選挙広報等

委員長は、選挙広報の方法を確認する。

事務局は、全戸配布していると説明した。

西田委員は、町議会選挙の告示から広報作成、配布までは時間が短いので、選挙広報への取組は努力していると評価した。

委員長は、条例の改正は必要無いとした。

⑦第32条 まちづくり参画における町の責務

藤村委員は、町の協力で日本初の本格的な町民提案型バリアフリー基本構想が策定された。取組をより推進することで、町民が様々な提案ができるような開けた町にしてほしいと高く評価した。

委員長は、条例の改正は必要無いとした。

⑦第33条 審議会等

藤村委員は、参加町民の年齢性別に偏りがあるとの課題に対して、総合計画の策定委員を例として、将来計画を策定する委員であり、若い年代の参加を期待したのか、60代以上の公募枠は無く、全回参加等の条件を設定すると応募者数が少なくなった。委員の条件設定に基準はあるかと質問した。

事務局は、総合計画の委員条件の設定について、若い町民の参加を計画し、委員の年齢を20～60代と設定した。より高齢の町民については各種団体の会長が該当しており、その年代の意見は得られると考えたため公募を行わなかったと説明した。また、今後は募集条件を検討すると回答した。

吉田委員は、審議会等の委員について、自治連合会の代表として声がかかり、参加することが多いが、連合会の代表としては発言していない。偏った意見を防ぐためには会長のみの参加ではなく3役で交代出席できるような仕組みが良いと意見を述べた。

事務局は、委員の選出が会長に偏っているため、団体内の代替参加について検討すると考

えを示した。個人的な意見が増加することについては、シンポジウム等を実施することで広く意見を求められたと回答した。

委員長は条例の改正は必要無いとした。

⑧第34条 住民投票

西山委員は、今後の方針について、請求があれば適宜条例の制定を行うとの方針であれば、請求が無い場合Cと評価するのではなく、そもそも評価しないとするのが妥当ではないか？と質問する。

事務局は、個別設置型で対応するという方針かつ請求が無い、したがって条例の制定も無くCと評価したと説明した。

委員長は、評価を再検討することを指示した。

藤村委員から、住民投票の実施に関する必要な事項を別で定めるとなっているが、これでは想像がつかないので、ある程度限定できるような枠組みを検討してはどうかと意見がある。

事務局は、住民投票に該当する例として市町村合併をあげ、ただし当時は、周辺自治体との関係で上牧町は住民投票を実施していないとし、住民投票の対象者についても請求があった時点で検討すると説明した。

委員長は、一般的な住民投票に関する条例では、住民投票の対象となる事業、政策等を限定して列挙する、もしくは住民投票に適さない人事、税額等の案件を選択し、それ以外は住民投票にかけられると策定すると解説した。また、住民投票は住民の意思をくみ取ることが主旨であるので、発案のための手順や、個別設置型の条例制定のための手順について一般的な基準を定めることで、町民にわかりやすくすることと指示した。条例の改正については必要無いと結論した。

⑨第35条 まちづくり協議会

藤村委員は、先進地を視察する取組を行ったとあるが結果どのように反映したか？先進地を真似るよりも上牧町独自の取組として、バリアフリー基本構想の協議会とまちづくり協議会とを合わせて一つにするほうが良いのではないかと町の考えについて質問する。

事務局は、先進地視察の感想は、協議会の設置運営には地域住民の多大な協力と意識の醸成が必要と感じたことである。また、まちづくり協議会の中心となる人員の確保は難しく、対策を検討はしているが先進地視察の結果を反映させるまではいたっていないと回答した。また、まちづくり協議会では、地域・地区の課題を協議することが前提としてあるので、その中でバリアフリーが重要であると考えるのであれば協議会を共同で行うことも可能性としてあるが、現時点では連携を検討するまでは到達していないと述べた。

吉田委員は、視察の感想として、会議に出席して意見を述べる形態の委員会とは異なり、先進地間、奈良県内自治体でも取り組み方が大きく異なるので、先進地区の取組をそのまま

上牧町に持ち込むことはできず、行政と民間が一致団結して上牧町独自の方法を策定しなければ実施、実現は難しいと意見を述べた。

委員長は条文の改正は必要無いと結論した。

3・その他

スケジュール

次回委員会は11月20日9時30分とすることが決定された。

4・閉会

以上